

第2章 障害学生支援に関する体制の整備について

日本福祉大学社会福祉学部教授
 学生支援センター長
 柏倉 秀克

1. 障害学生支援に関する委員会等

(1) 経年推移

平成 28 年度調査によると、障害学生支援に関する専門委員会を設置している学校(①)は 358 校 30.6%で 9.4 ポイント増、他の委員会が対応している学校(②)は 645 校 55.1%で 2.8 ポイント減となっている。対応する委員会がある学校(①+②)は 1,003 校で、これは全大学等(大学・短期大学・高等専門学校) 1,171 校の 85.7%にあたり、前年度より 6.6 ポイント増加している。なお、平成 27 年度調査では、①は 251 校 21.2%(前年度比 1.2 ポイント増)で、②は 684 校 57.9%(同 2.9 ポイント増)、①+②は 935 校 79.1%(同 4.1 ポイント増)であった。

表 5 障害学生支援に関する委員会等の経年推移

区分	平成19年度 (校)	平成24年度 (校)	平成25年度 (校)	平成26年度 (校)	平成27年度 (校)	平成28年度 (校)
専門委員会を設置	129	185	203	237	251	358
他の委員会が対応	732	598	637	652	684	645
対応する委員会がない	369	414	350	296	238	167
未回答					9	1
全体の学校数	1,230	1,197	1,190	1,185	1,182	1,171

※平成 26 年度以前は、未回答校数は「対応する委員会がない」に含めている。

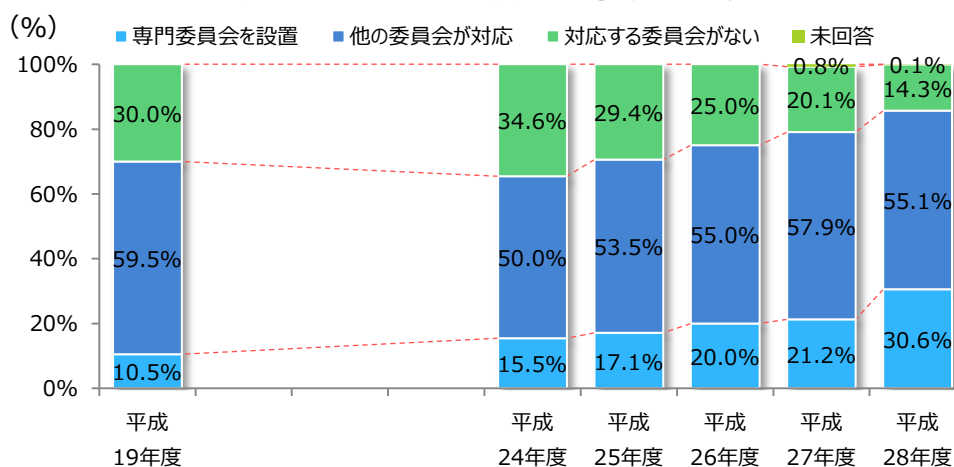


図29 障害学生支援に関する委員会等設置校数の推移

(2) 設置別の状況

平成 28 年度調査結果を設置別にみると、国立大学では、81.4% (70 校) が専門委員会を設置しており、残る 18.6% (16 校) では他の委員会が対応しており、対応する委員会のない学校はない。公立大学では、30.7% (27 校) が専門委員会を設置しており、60.2% (53 校) が他の委員会が対応しており、9.1% (8 校) には対応する委員会がない。私立大学では、28.5% (172 校) が専門委員会を設置しており、58.4% (353 校) が他の委員会が対応しており、12.9% (78 校) には対応する委員会がない。

短期大学では、公立短大の 35.3% (6 校) が専門委員会を設置しており、58.8% (10 校) が他の委員会が対応しており、5.9% (1 校) には対応する委員会がない。私立短大では、17.6% (56 校) が専門委員会を設置しており、59.6% (190 校) が他の委員会が対応しており、22.9% (73 校) には対応する委員会がない。

高等専門学校では、国立高専の 47.1% (24 校) が専門委員会を設置しており、41.2% (21 校) が他の委員会が対応しており、11.8% (6 校) には対応する委員会がない。公立高専は 100% (3 校) が専門委員会を設置している。私立高専は、3 校のうち 2 校が他の委員会が対応しており、1 校には対応する委員会がない。

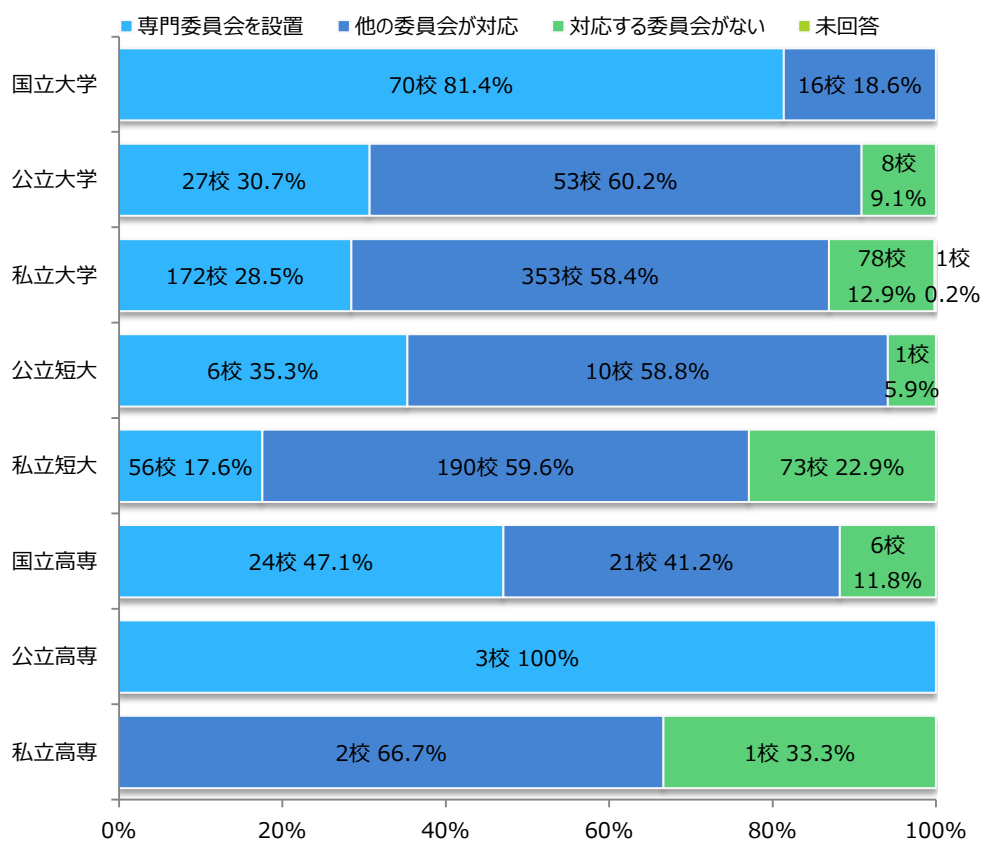


図30 障害学生支援に関する委員会等設置校数(設置別)

(3) 学校規模別の状況

平成 28 年度調査結果を学校の規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校では、71.0% (49 校) が専門委員会を設置しており、24.6% (17 校) が他の委員会が対応しており、4.3% (3 校) には対応する委員会がない。5,000～9,999 人の学校では、53.5% (54 校) が専門委員会を設置しており、37.6% (38 校) が他の委員会が対応しており、8.9% (9 校) には対応する委員会がない。

2,000～4,999 人の学校では、39.7% (69 校) が専門委員会を設置しており、51.1% (89 校) が他の委員会が対応しており、9.2% (16 校) には対応する委員会がない。1,000～1,999 人の学校では、32.2% (73 校) が専門委員会を設置しており、57.7% (131 校) が他の委員会が対応しており、10.1% (23 校) には対応する委員会がない。

500～999 人の学校では、23.2% (54 校) が専門委員会を設置しており、61.8% (144 校) が他の委員会が対応しており、15.0% (35 校) には対応する委員会がない。1～499 人の学校では、16.1% (59 校) が専門委員会を設置しており、61.6% (226 校) が他の委員会が対応しており、22.1% (81 校) には対応する委員会がない。

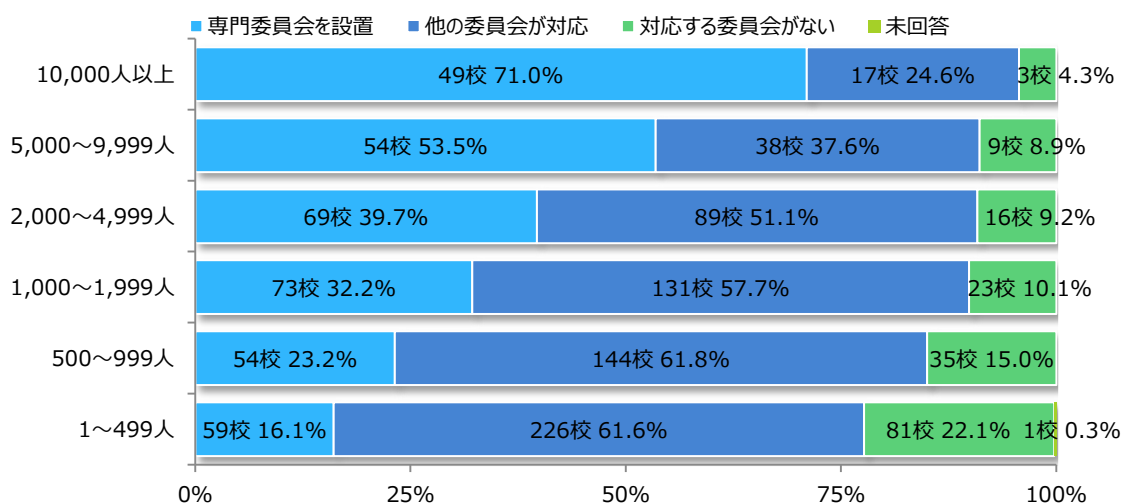


図31 障害学生支援に関する委員会等設置校数〔学校規模別〕

(4)自由記述と合同ヒアリングから

ここでは調査の際に自由記述していただいた内容の中で、障害学生支援に関する委員会(以下、委員会とする)に関する記述について分析している。さらに北海道地区、関東地区、中部地区、近畿地区で実施した合同ヒアリングにおける委員会に関する発言内容について分析している。

障害者差別解消法の施行に併せて委員会を設置する大学等が増えている。多くの大学等で委員会は支援センター長を中心に教務課、学生課、キャリア、図書館などで構成されている。副学長が委員長を務め、各学部・学科から教員が委員として選出されている大学がある(私立大学 5,000～9,999人)¹。委員会を定期的で開催している大学等がある一方、委員会を立ち上げたものの定期的には開催していない大学がある(私立大学 2,000～4,999人)。委員会が部局間の連携を図る意味で重要な役割を果たしている大学がある(私立大学 10,000人以上)。学生に対する支援内容の決定機関として委員会を位置付けている大学がある(私立大学 10,000人以上)。委員会が存在しない大学では教務委員会や学生委員会が通常の障害学生支援を担当している(私立短大 1～499人)。

2. 障害学生支援担当部署・機関

(1)経年推移

平成28年度調査によると、障害学生支援を担当する専門部署・機関を設置している学校(①)は196校16.7%で5.0ポイント増、他の部署・機関が対応している学校(②)が893校76.3%で3.9ポイント減、対応する部署・機関がない学校(③)は81校6.9%で0.9ポイント減となっている。担当する部署・機関のある学校(①+②)は1,089校で全大学等1,171校の93.0%にあたり、前年度より1.1ポイント増加している。なお、平成27年度調査では、①は138校11.7%(前年度比1.6ポイント増)、②は948校80.2%(同1.9ポイント増)、①+②は1,086校91.9%(同3.5ポイント増)、③は92校7.8%(同3.8ポイント減)となっている。

表6 障害学生支援担当部署・機関の経年推移

区分	平成19年度 (校)	平成24年度 (校)	平成25年度 (校)	平成26年度 (校)	平成27年度 (校)	平成28年度 (校)
専門部署・機関を設置	44	90	101	120	138	196
他の部署・機関が対応	997	905	943	928	948	893
対応する部署・機関がない	189	202	146	137	92	81
未回答	—	—	—	—	4	1
全体の学校数	1,230	1,197	1,190	1,185	1,182	1,171

※平成26年度以前は、未回答校数は「対応する部署・機関がない」に含めている。

¹ ()内は文中で例に挙げた学校の設置別と学校規模(学生数)です。(以下同)

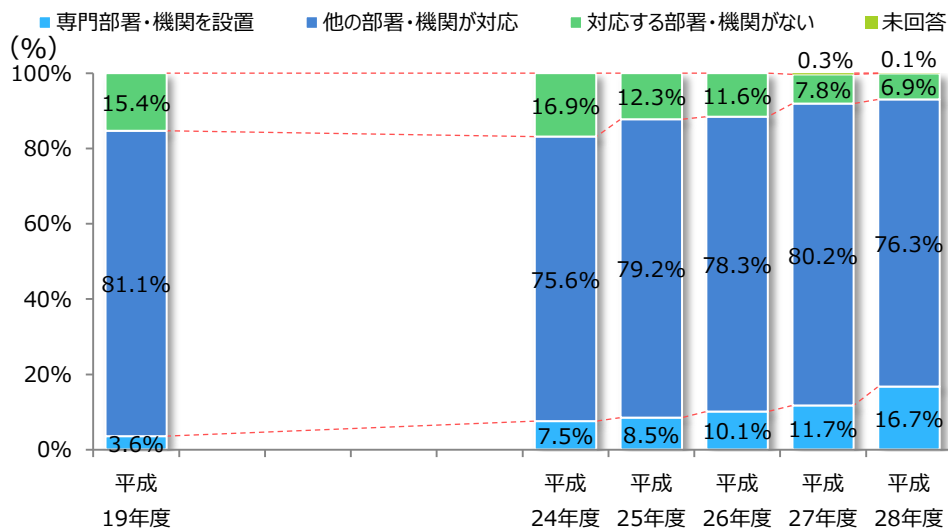


図32 障害学生支援担当部署・機関設置校数の推移

(2) 設置別の状況

平成28年度調査結果を設置別にみると、国立大学では76.7% (66校)が専門部署・機関を設置しており、23.3% (20校)で他の部署・機関が対応しており、対応する部署・機関がない学校はない。公立大学の13.6% (12校)が専門部署・機関を設置しており、83.0% (73校)で他の部署・機関が対応しており、3.4% (3校)には対応する部署・機関がない。私立大学の13.1% (79校)が専門部署・機関を設置しており、81.0% (489校)で他の部署・機関が対応しており、5.8% (35校)には対応する部署・機関がない。

短期大学では、公立短大の11.8% (2校)が専門部署・機関を設置しており、88.2% (15校)で他の部署・機関が対応しており、対応する部署・機関がない学校はない。私立短大の7.2% (23校)が専門部署・機関を設置しており、81.2% (259校)で他の部署・機関が対応しており、11.6% (37校)には対応する部署・機関がない。

高等専門学校では、国立高専の25.5% (13校)が専門部署・機関を設置しており、64.7% (33校)で他の部署・機関が対応しており、9.8% (5校)には対応する部署・機関がない。公立高専は1校が専門部署・機関を設置しており、2校では他の部署・機関が対応している。私立高専は2校が他の部署・機関が対応しており、1校には対応する部署・機関がない。

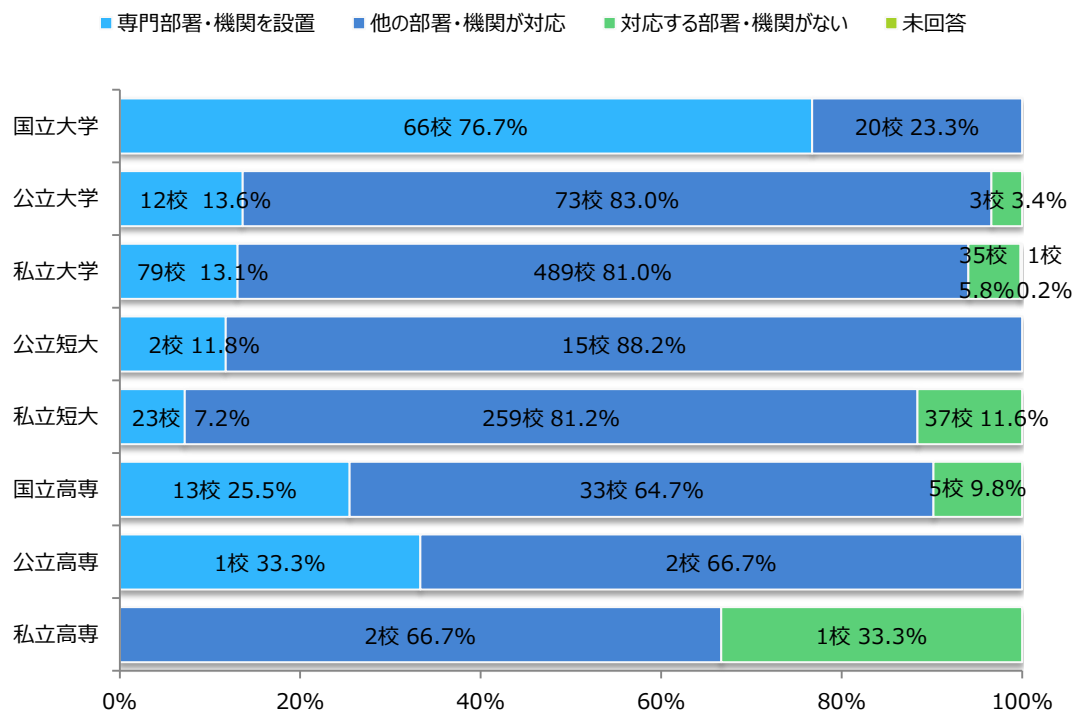


図33 障害学生支援担当部署・機関設置校数(設置別)

(3) 学校規模別の設置状況

平成 28 年度調査結果を学校の規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校の 55.1% (38 校) が専門部署・機関を設置しており、44.9% (31 校) で他の部署・機関が対応しており、対応する部署・機関のない学校はない。5,000～9,999 人の学校の 40.6% (41 校) が専門部署・機関を設置しており、59.4% (60 校) で他の部署・機関が対応しており、対応する部署・機関がない学校はない。

2,000～4,999 人の学校の 20.7% (36 校) が専門部署・機関を設置しており、78.7% (137 校) で他の部署・機関が対応しており、0.6% (1 校) に対応する部署・機関がない。1,000～1,999 人の学校の 13.7% (31 校) が専門部署・機関を設置しており、80.6% (183 校) で他の部署・機関で対応しており、5.7% (13 校) に対応する部署・機関がない。500～999 人の学校の 9.4% (22 校) が専門部署・機関を設置しており、81.1% (189 校) で他の部署・機関で対応しており、9.4% (22 校) に対応する部署・機関がない。1～499 人の学校の 7.6% (28 校) が専門部署・機関を設置しており、79.8% (293 校) で他の部署・機関が対応しており、12.3% (45 校) に対応する部署・機関がない。

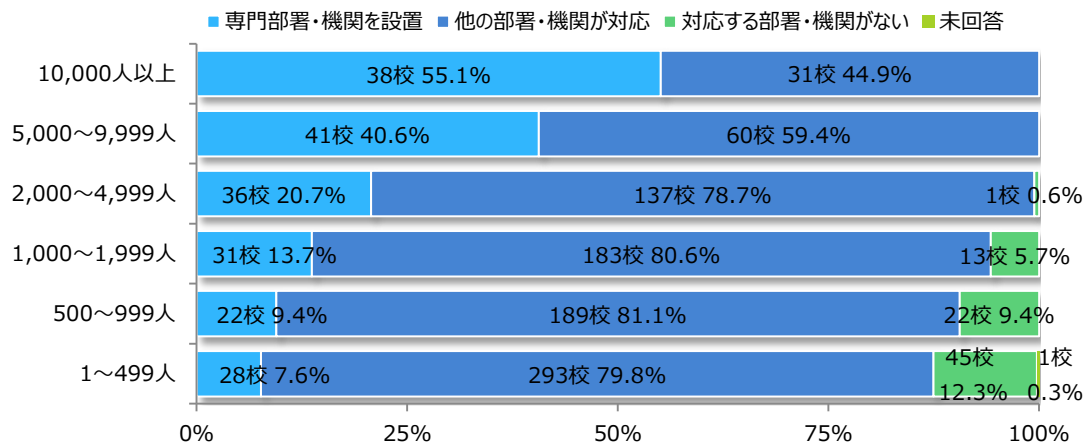


図34 障害学生支援担当部署・機関設置校数〔学校規模別〕

(4) 自由記述と合同ヒアリングから

障害者差別解消法の施行に併せて障害学生支援担当部署・機関（以下、支援部署とする）を設置する大学等が増えている。大学の最高責任者が支援部署の長を務め、大学として统一的に合理的配慮の決定を行なっている大学がある（国立大学 10,000人以上）。支援部署が立ち上がったものの実際に使用できる部屋がない大学がある（私立大学 2,000～4,999人）。いくつかの大学では支援の対象を障害学生に限定していない。例えば障害学生支援に加えLGBT、国籍に関連する問題を含めている大学がある（私立大学 10,000人以上、その他）。従来障害学生支援は保健管理センター（相談部門）が担っていたが、支援部署を立ち上げることによって修学支援を積極的に取り扱うことができるようになった大学がある（国立大学 5,000～9,999人）。支援部署の主な役割を授業支援としている大学がある（私立大学 2,000～4,999人）。支援部署のない大学では全教職員が問題の発生時にその都度対応している（私立短大 1～499人）。

3. 障害学生支援に関する規程等

(1) 経年推移

本調査では、これまで「障害学生支援に関する規程等」の有無について調査してきたが、「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月)に伴い、この項目を平成28年度調査より「障害者差別解消法に関する対応要領または基本方針、規程等」の有無に変更した。

平成28年度調査によると、対応要領または基本方針、規程等がある学校は427校で、全大学等1,171校の36.5%で、前年度より14.8ポイント増加している。これに平成28年度内に策定予定の学校116校9.9%を含めると543校46.4%で24.7ポイントの増加となる。

平成27年度調査では、障害学生支援に関する規程等がある学校は、256校21.7%であった(前年度比3.2ポイント増)。

表7 障害学生支援に関する規程等の経年推移

区分	平成19年度 (校)	平成24年度 (校)	平成25年度 (校)	平成26年度 (校)	平成27年度 (校)	平成28年度 (校)
規程等がある	97	179	198	219	256	427
策定予定						116
規程等はない	1,133	1,018	992	966	926	627
未回答						1
全体の学校数	1,230	1,197	1,190	1,185	1,182	1,171

※平成26年度以前は、未回答校数は「規程等はない」に含めている。

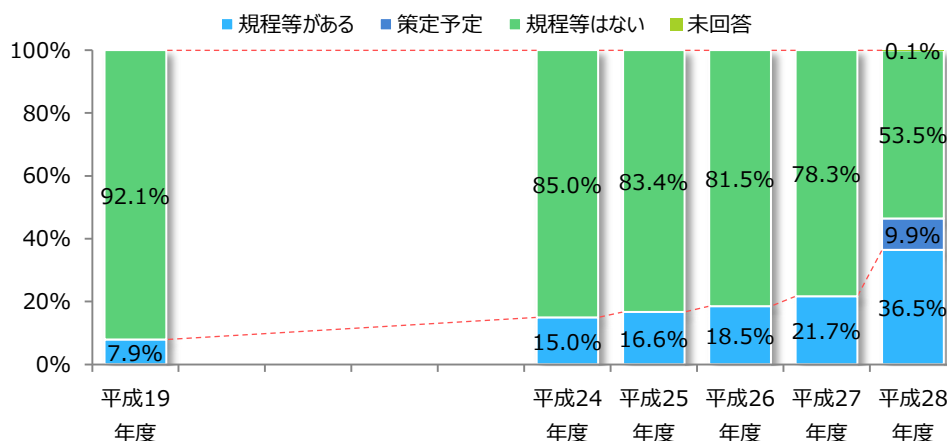


図35 障害学生支援に関する規程等整備校数の推移

(2) 設置別の状況

平成 28 年度調査結果を設置別にみると、策定が義務付けられている国立大学は 100%に
 対応要領がある。公立大学は 53.4% (47 校) に対応要領または基本方針、規程等があり、
 23.9% (21 校) が年度内に策定予定、22.7% (20 校) には対応要領または基本方針、規程等
 がない。私立大学は 29.6% (179 校) にあり、10.8% (65 校) が年度内策定予定、59.4% (359 校)
 にはない。

短期大学では、公立短大の 52.9% (9 校) にあり、5.9% (1 校) が年度内策定予定、41.2%
 (7 校) にはない。高等専門学校では、国立高専の場合、国立高専機構が対応要領を策定し
 ており、各校に策定義務はないが、58.8% (30 校) にあり、15.7% (8 校) が年度内策定予定、
 25.5% (13 校) がないと回答している。公立高専は3校全てに規程等があり、私立高専は 3 校
 すべてに規程等がない。

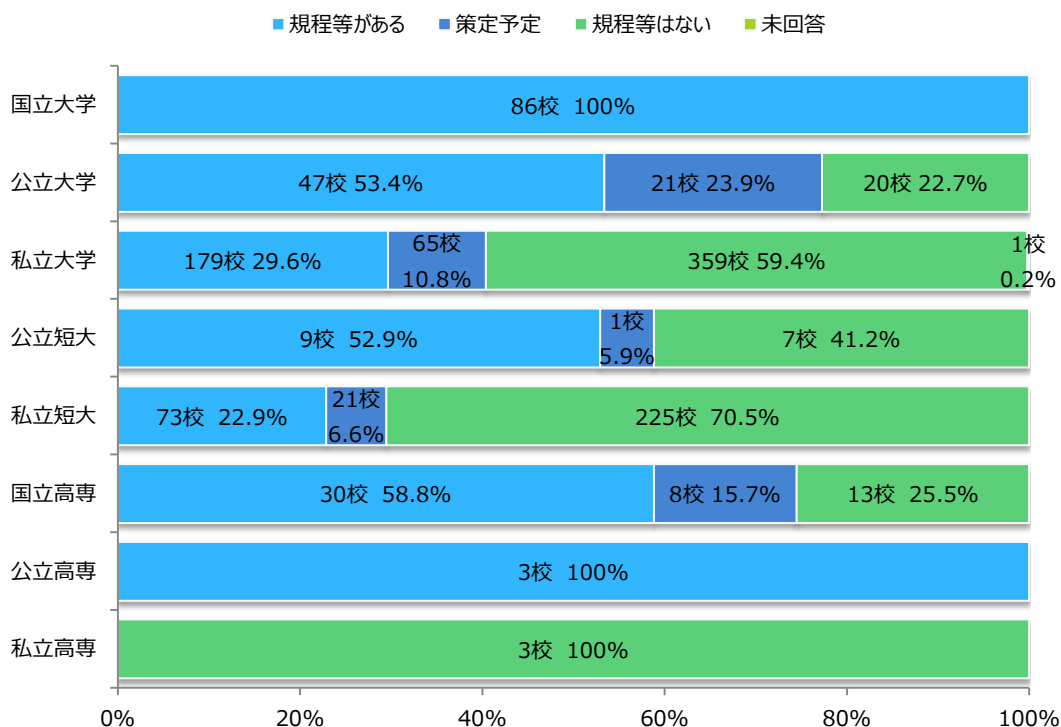


図36 障害学生支援に関する規程等整備状況(設置別)

(3) 学校規模別の状況

平成 28 年度調査結果を学校の規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校の 65.2% (45 校) に規程等があり 11.6% (8 校) が年度内策定予定、23.2% (16 校) にはない。5,000～9,999 人の学校の 60.4% (61 校) にあり、7.9% (8 校) が年度内策定予定、31.2% (32 校) にはない。

2,000～4,999 人の学校の 45.4% (79 校) にあり、8.0% (14 校) が年度内策定予定、46.6% (81 校) にはない。1,000～1,999 人の学校の 39.2% (89 校) にあり、13.2% (30 校) が年度内策定予定、47.6% (108 校) にはない。

500～999 人の学校の 28.8% (67 校) にあり、10.7% (25 校) が年度内策定予定、60.5% (141 校) にはない。1～499 人の学校の 23.4% (86 校) にあり、8.4% (31 校) が年度内策定予定、67.8% (249 校) にはない。

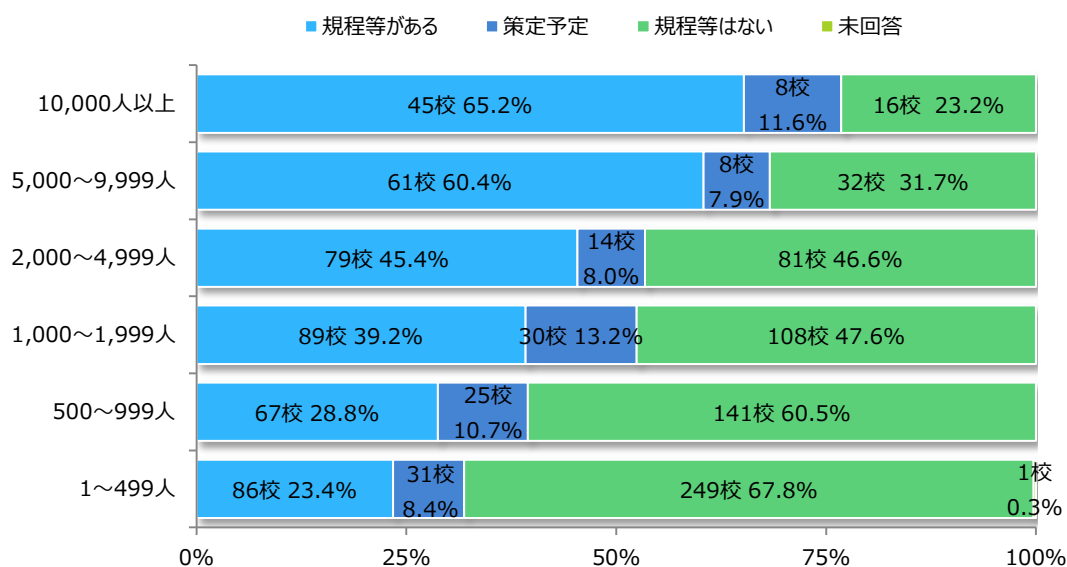


図37 障害学生支援に関する規程等整備校数〔学校規模別〕

(4) 自由記述と合同ヒアリングから

規程等の整備は、障害者差別解消法に基づく対応要領の策定が義務付けられている国立大学の多くで整備が進んでいる反面、公立大学、同短期大学、私立大学、同短期大学での整備の進行は緩やかとなっている。国立大学では対応要領に加え、配慮内容を詳細に記述した職員用のガイドブックを作製した大学がある(国立大学 5,000～9,999人)。いくつかの私立大学では基本方針(障害学生支援の概要)をホームページ上で公開している(私立大学 10,000人以上、その他)。差別解消法の施行に合わせてガイドラインを策定したものの具体的な運用に至っていない大学がある(私立大学 10,000人以上)。体制整備が十分に進んでいないことから規程の策定を見合わせている大学がある(私立大学 5,000～9,999人)。

4. 支援担当者

(1) 経年推移

平成 28 年度調査によると、障害学生支援の専任担当者を配置している学校(①)は 178 校 15.2%で 2.8 ポイント増、兼任担当者を配置している学校(②)が 911 校(77.8%)で、0.5 ポイント減(専任と兼任の両方の配置がある学校は①でカウントしている)。支援担当者を配置している学校(①+②)は 1,089 校で、全大学等 1,171 校の 93.0%にあたり、前年度より 2.2 ポイント増加している。支援担当者を配置していない学校(③)は 82 校 7.0%で 2.2 ポイント減となっている。なお、平成 27 年度、①は 147 校 12.4%(1.9 ポイント増)、②は 926 校 78.3%(3.2 ポイント増)、①+②は 1,073 校 90.8%(5.1 ポイント増)。③は 109 校 9.2%(5.1 ポイント減)。

表 8 支援担当者の経年推移

区分	平成19年度 (校)	平成24年度 (校)	平成25年度 (校)	平成26年度 (校)	平成27年度 (校)	平成28年度 (校)
専任担当者を配置	35	90	109	125	147	178
兼任担当者を配置	138	722	863	890	926	911
外部		408	462	493	516	521
全体の学校数	1,230	1,197	1,190	1,185	1,182	1,171

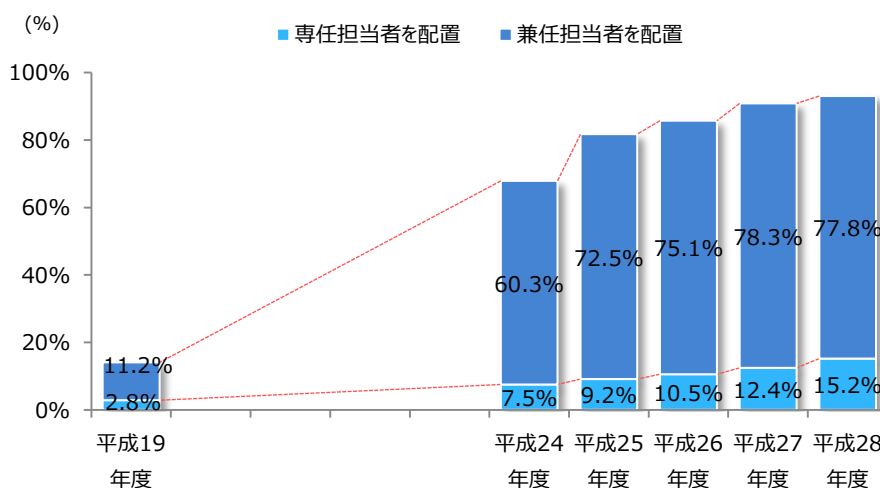


図38 支援担当者配置状況の推移

※ 専任と兼任の両者が配置されている学校は専任配置校としている。

(2) 設置別の状況

平成 28 年度調査結果を設置別にみると、国立大学の 67.4% (58 校) が専任担当者を配置、32.6% (28 校) が兼任担当者を配置している。公立大学の 13.6% (12 校) が専任担当者を、

84.1% (74 校) が兼任担当者を配置している。私立大学の 12.4% (75 校) が専任担当者を、81.5% (492 校) が兼任担当者を配置している。

短期大学では、公立短大の 17.6% (3 校) が専任担当者を、82.4% (14 校) が兼任担当者を配置している。私立短大の 7.2% (23 校) が専任担当者を、80.3% (256 校) が兼任担当者を配置している。

高等専門学校では、国立高専の 11.8% (6 校) が専任担当者を、82.4% (42 校) が兼任担当者を配置している。公立高専 3 校のうち 1 校が専任担当者を配置、2 校が兼任担当者を配置している。私立高専は 3 校全てが兼任担当者を配置している。

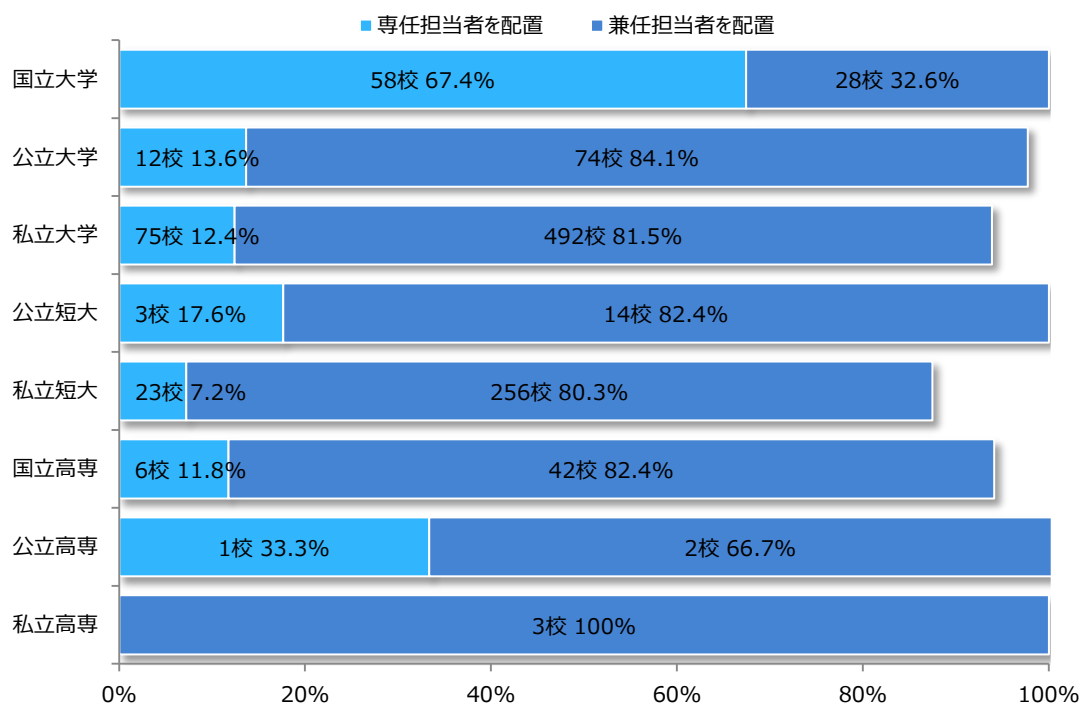


図39 支援担当者の配置状況〔設置別〕

(3) 学校規模別の状況

平成 28 年度調査結果を学校の規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校の 59.4% (41 校) が専任担当者を、40.6% (28 校) が兼任担当者を配置している。5,000～9,999 人の学校の 43.6% (44 校) が専任担当者を、56.4% (57 校) が兼任担当者を配置している。

2,000～4,999 人の学校の 18.4% (32 校) が専任担当者を、79.3% (138 校) が兼任担当者を配置している。1,000～1,999 人の学校の 8.4% (19 校) が専任担当者を、85.9% (195 校) が兼任担当者を配置している。

500～999 人の学校の 5.6% (13 校) が専任担当者を、86.7% (202 校) が兼任担当者を配置している。1～499 人の学校の 7.9% (29 校) が専任担当者を、79.3% (291 校) が兼任担当者を配置している。

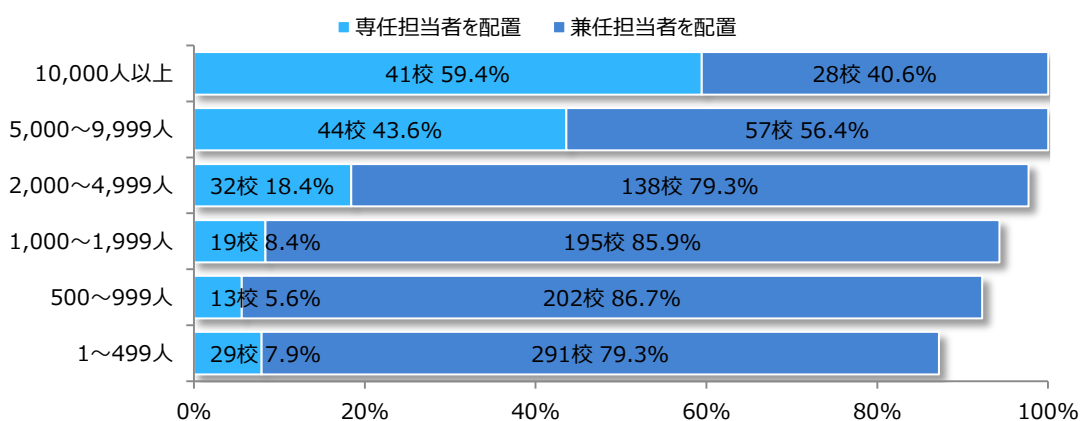


図40 支援担当者配置状況〔学校規模別〕

(4) 自由記述と合同ヒアリングから

多くの大学における支援担当者が有期雇用となっていることは、専門性の蓄積、継承の面で課題となっている。さらに待遇の面でも不安定な雇用となっていることや専門職としてのキャリアパスの面でも不安を抱えている。また多くの大学で支援担当者が不足している現状がある。有期雇用の結果、短期間で支援担当者が交替してしまうこととなり、学生の心理面に与える影響を懸念する大学がある(私立大学 10,000 人以上、その他)。学生総数が 1 万人を超える大学において支援担当者が 1 名で対応している大学がある(国立大学 10,000 人以上)。

専門部署に社会福祉領域、心理領域、特別支援教育領域の専門家がそれぞれ配置されているため、多職種連携による支援体制を構築している大学がある(私立大学 10,000 人以上)。いくつかの大学では障害当事者である支援担当者を雇用することによって、質の高い支援を実施している(国立大学 10,000 人以上、その他)。増加傾向が著しい発達障害がある学

生への支援を専門領域の教員一人が全てを引き受けている大学がある(私立大学 2,000～4,999 人)。専門部署に専任スタッフがいないため学部教員がボランティアとして障害学生支援に携わっている大学がある(私立大学 2,000～4,999 人)。

5. 紛争の防止、解決等に関する調整機関

平成 28 年度は、障害学生の紛争の防止、解決等に関する調整機関(第三者組織)の設置状況についても調査を行なった。調整機関がある学校(①)は 61 校(5.2%)、他の機関が対応している学校(②)は 385 校(32.9%)、対応する調整機関がある学校(①+②)は 446 校(38.1%)で、対応する調整機関のない学校は 716 校(61.1%)となっている。

表 9 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況

区分	全体 (校)	大学 (校)	短大 (校)	高専 (校)
調整機関あり	61	50	6	5
他機関で対応	385	276	95	14
対応する機関がない	716	444	234	38
未回答	9	8	1	0
全体の学校数	1,171	778	336	57

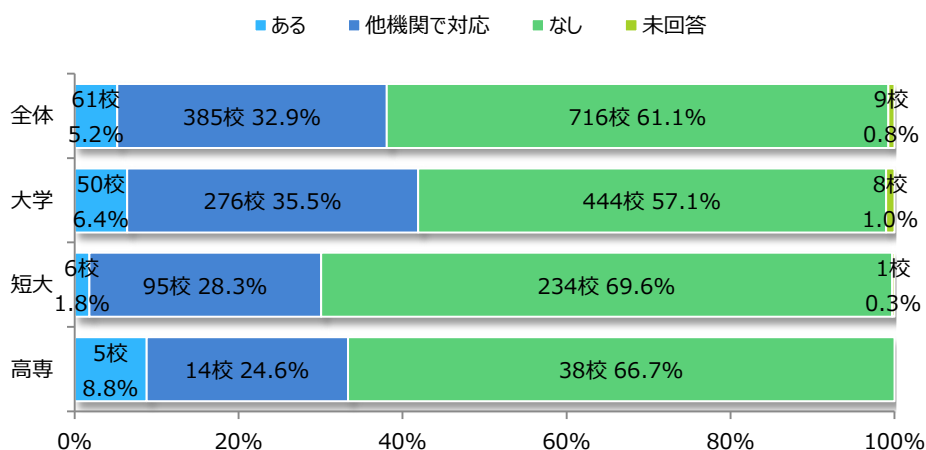


図41 紛争の防止、解決等の調整機関状況〔学校種別〕

(1) 設置別の状況

平成 28 年度調査結果を設置別にみると、国立大学の 26.7% (23 校) に第三者機関があり、55.8% (48 校) は他の機関で対応、16.3% (14 校) は対応する機関がない。公立大学の 15.9% (14 校) に第三者機関があり、30.7% (27 校) は他の機関で対応、52.3% (46 校) には対応する機関がない。私立大学の 2.2% (13 校) に第三者機関があり、33.3% (201 校) は他の機関で対応、63.6% (384 校) には対応する機関がない。

短期大学では、公立短大に第三者機関のある学校はなく、47.1% (8 校) は他の機関で対応、52.9% (9 校) には対応する機関がない。私立短大の 1.9% (6 校) に第三者機関があり、27.3% (87 校) は他の機関で対応、70.5% (225 校) には対応する機関がない。

高等専門学校では、国立高専の 7.8% (4 校) に第三者機関があり、27.5% (14 校) は他の機関で対応、64.7% (33 校) には対応する機関がない。公立高専 3 校のうち、1 校には第三者機関があり、2 校には対応する機関がない。私立高専は 3 校全てで対応する機関がない。

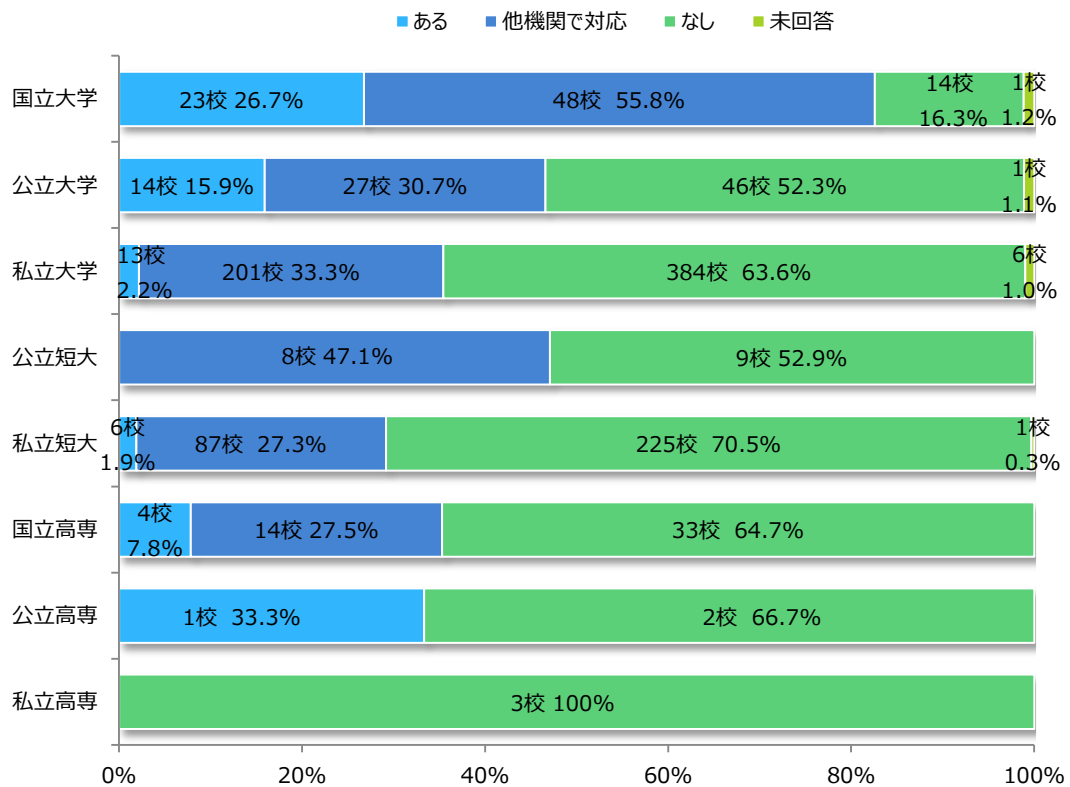


図42 紛争の防止、解決等の調整機関状況〔設置別〕

(2) 学校規模別の状況

平成 28 年度調査結果を学校の規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校の 14.5% (10 校) に第三者機関があり、46.4% (32 校) は他の機関で対応、39.1% (27 校) には対応する機関がない。5,000～9,999 人の学校の 15.8% (16 校) に第三者機関があり、34.7% (35 校) は他の機関で対応、46.5% (47 校) には対応する機関がない。

2,000～4,999 人の学校の 6.3% (11 校) に第三者機関があり、35.1% (61 校) は他の機関で対応、58.6% (102 校) には対応する機関がない。1,000～1,999 人の学校の 4.0% (9 校) に第三者機関があり、37.9% (86 校) は他の機関で対応、56.4% (128 校) には対応する機関がない。

500～999 人の学校の 2.1% (5 校) に第三者機関があり、25.8% (60 校) は他の機関で対応、72.1% (168 校) には対応する機関がない。1～499 人の学校の 2.7% (10 校) に第三者機関があり、30.2% (111 校) は他の機関で対応、66.5% (244 校) には対応する機関がない。

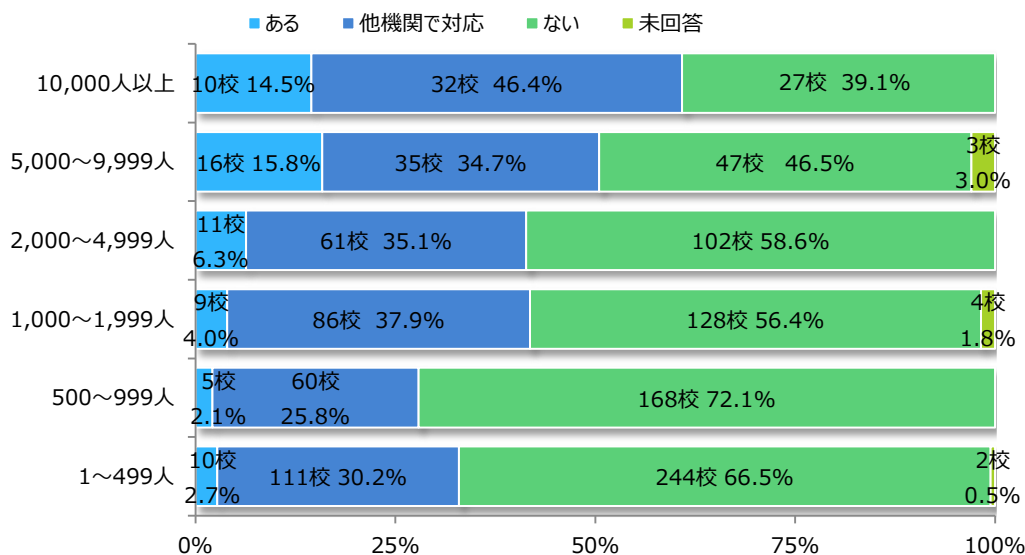


図43 障害学生の相談受付窓口の設置状況〔学校規模別〕

(3) 自由記述と合同ヒアリングから

障害者差別解消法 の施行に伴い、紛争解決に関する調整機関を学内に整備する大学が増えている。執行役員をメンバーに迎え、紛争解決に向けた調整機関を設置した大学がある(国立大学 10,000 人以上)²。既存の組織であるハラスメント委員会に紛争解決の機能を兼務させている大学がある(私立大学 10,000 人以上)。調整機関は設置せず、紛争事例が発生してから対応を検討する大学がある(私立大学 2,000～4,999 人)。

² ()内は例に挙げた学校の設置別と学校規模(学生数)です。(以下同)

6. 支援の申し出等に関する窓口及び対応手順

平成 28 年度調査によると、支援の申し出等の相談に対応する窓口がある学校は 778 校、全大学等 1,171 校の 66.4%にあたり、前年度(700 校 59.2%)より 7.2 ポイント増加している。このうち、窓口について学生に周知している学校は 534 校 45.6%で前年度(440 校 37.2%)より 8.4 ポイント増加している。特に窓口を設けず各部署で対応していることを周知している学校 219 校 18.7%と合わせると、支援の申し出等の相談対応について学生に周知している学校は 753 校 64.3%となっている。

表 10 支援の申し出等に関する窓口

区分	大学 (校)	短期 大学 (校)	高等専 門学校 (校)	計 (校)	全学校 (1,171校) 中の実施率 (%)
支援の申し出等の相談に対応する窓口がある	546	186	46	778	66.4
窓口について、要覧、パンフレット、ホームページ等で学生に周知している	388	114	32	534	45.6
窓口は設けているが、特に周知はしていない	158	72	14	244	20.8
支援の申し出等の相談に対応する窓口はない	230	150	11	391	33.4
特に窓口は設けず、各部署で相談に対応していることを周知している	139	73	7	219	18.7
窓口はなく、相談対応について特に周知はしていない	91	77	4	172	14.7

また、平成 28 年度は、支援の申し出等に関する対応手順の整備状況についても調査を行った。①「対応手順を規定した文書がある」学校は 196 校(16.7%)、②「対応要領等に記載がある」学校は 158 校(13.5%)、①と②を合わせると 354 校(30.2%)の学校が、対応手順を明文化していることがわかった。

表 11 支援の申し出等に関する対応手順

区分	大学 (校)	短期 大学 (校)	高等専 門学校 (校)	計 (校)	全学校 (1,171校) 中の実施率 (%)
対応手順を規定した文書がある	150	32	14	196	16.7
対応要領等に対応手順が記載されている	118	32	8	158	13.5
対応手順を規定する文書はない	508	272	35	815	69.6

(1) 設置別の状況

平成28年度調査結果を設置別にみると、国立大学の97.7% (84校)に窓口があり、93.0% (80校)が相談対応について学生に周知している。公立大学の68.2% (60校)に窓口があり、71.6% (63校)が相談対応について学生に周知している。私立大学の66.6% (402校)に窓口があり、63.6% (384校)が相談対応について学生に周知している。

短期大学では、公立短大の76.5% (13校)に窓口があり、94.1% (16校)が相談対応について学生に周知している。私立短大の54.2% (173校)に窓口があり、53.6% (171校)が相談対応について学生に周知している。

高等専門学校では、国立高専の82.4% (42校)に窓口があり、74.5% (38校)が相談対応について学生に周知している。公立高専は3校全てに窓口があり、学生に周知しているのは1校。私立高専3校のうち1校に窓口があり、2校は窓口がなく、相談対応について周知もしていない。

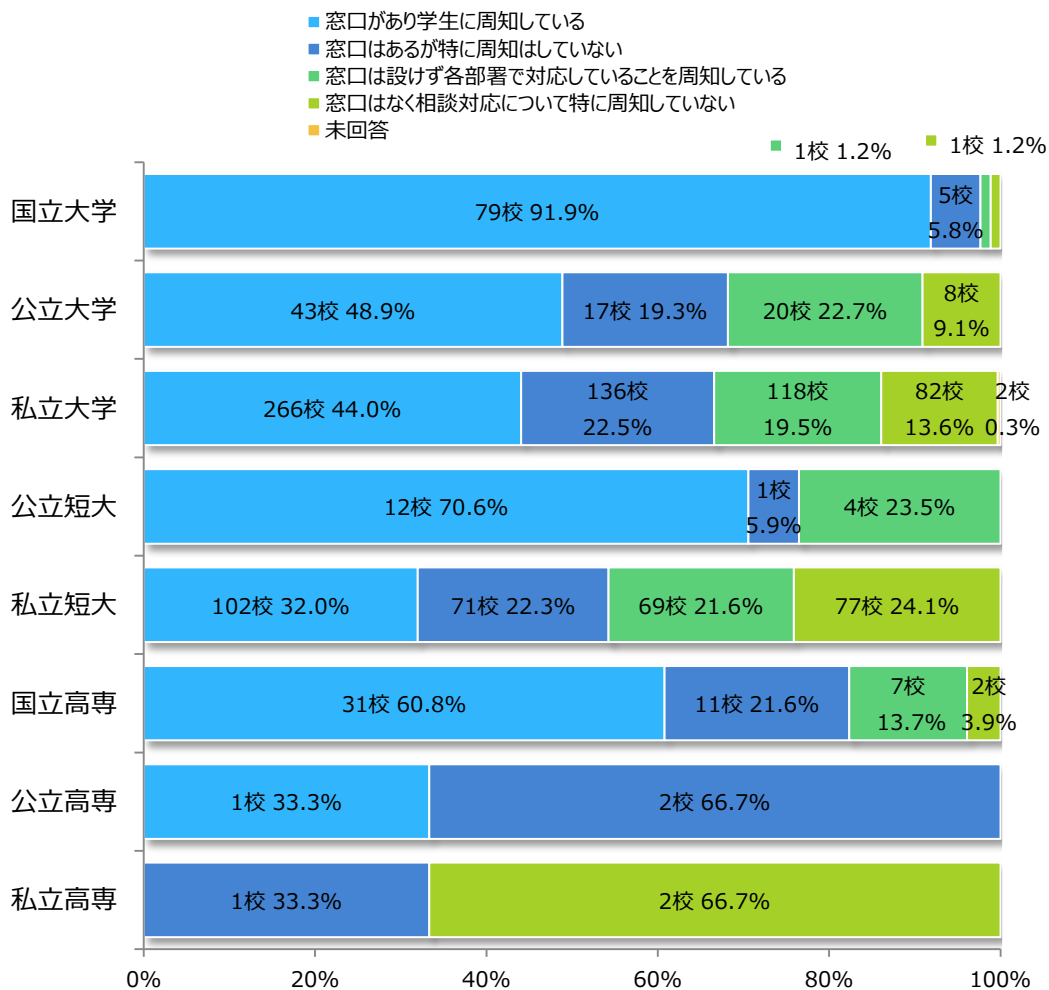


図44 障害学生の相談受付窓口の設置状況(設置別)

また、対応手順については、国立大学の75.6%(65校)に文書もしくは対応要領等に記載があり、24.4%(21校)にはない。公立大学の40.9%(36校)には文書もしくは対応要領等に記載があり、59.1%(52校)にはない。私立大学の27.6%(167校)には文書もしくは対応要領等に記載があり、72.0%(435校)にはない。

短期大学では、公立短大の41.2%(7校)に文書があり、58.8%(10校)にはない。私立短大の17.9%(57校)には文書もしくは対応要領等に記載があり、82.1%(262校)にはない。

高等専門学校では、国立高専の37.3%(19校)に文書もしくは対応要領等に記載があり、62.7%(32校)にはない。公立高専3校は対応要領等に記載があり、私立高専3校には文書がない。

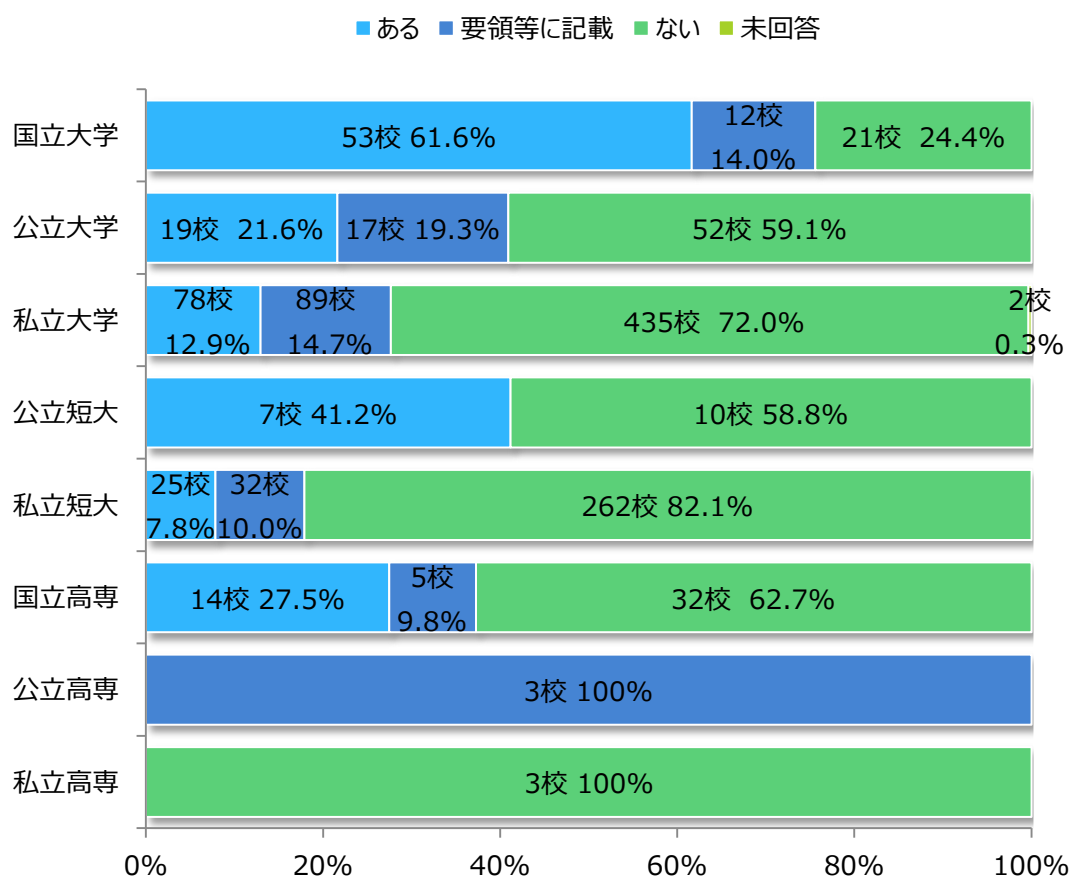


図45 障害学生の対応要領記載状況〔設置別〕

(2) 学校規模別の状況

平成 28 年度調査結果を学校の規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校の 88.4% (61 校) に窓口があり、85.5% (59 校) が相談対応について学生に周知している。5,000～9,999 人の学校の 87.1% (88 校) に窓口があり、81.2% (82 校) が相談対応について学生に周知している。

2,000～4,999 人の学校の 74.7% (130 校) に窓口があり、70.7% (123 校) が相談対応について学生に周知している。1,000～1,999 人の学校の 67.0% (152 校) に窓口があり、65.2% (148 校) が相談対応について学生に周知している。

500～999 人の学校の 63.5% (148 校) に窓口があり、60.5% (141 校) が相談対応について学生に周知している。1～499 人の学校の 54.2% (199 校) に窓口があり、54.5% (200 校) が相談対応について学生に周知している。

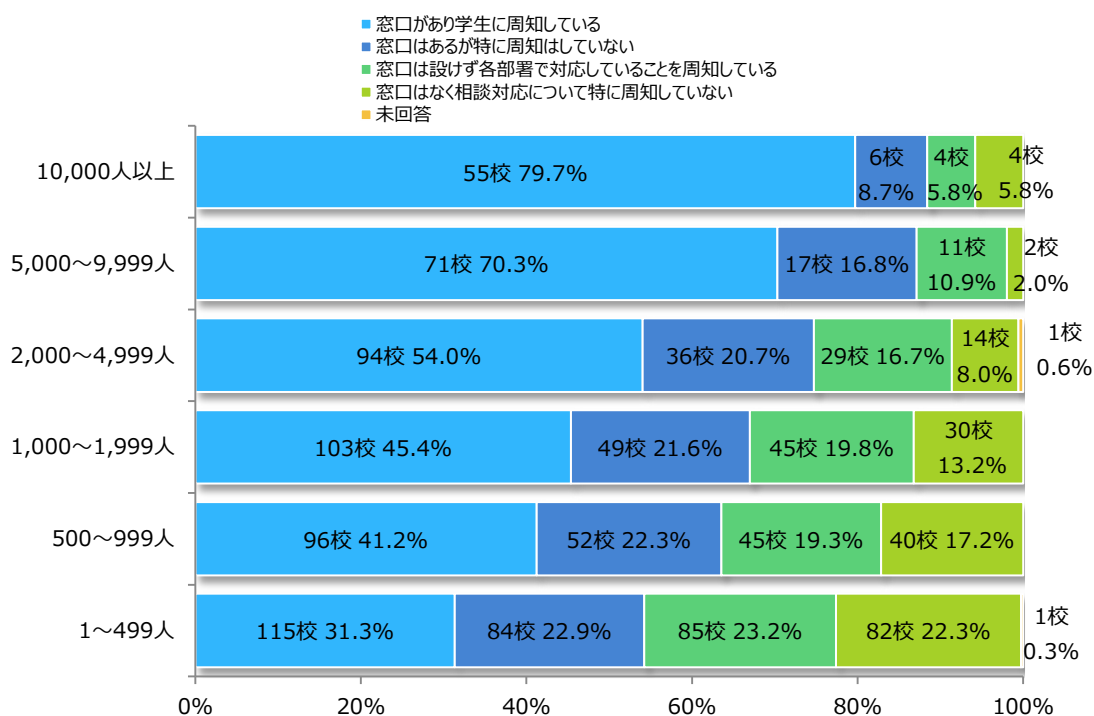


図46 障害学生の相談受付窓口の設置状況〔学校規模別〕

対応手順については、10,000 人以上の学校の 58.0% (40 校) に文書もしくは対応要領等に記載があり、42.0% (29 校) にはない。5,000～9,999 人の学校の 63.4% (64 校) に文書もしくは対応要領等に記載があり、35.6% (36 校) にはない。

2,000～4,999 人の学校の 37.9% (66 校) に文書もしくは対応要領等に記載があり、62.1% (108 校) にはない。1,000～1,999 人の学校の 33.0% (75 校) に文書もしくは対応要領等に記載があり、67.0% (152 校) にはない。

500～999 人の学校の 18.9% (44 校) に文書もしくは対応要領等に記載があり、81.1% (189 校) にはない。1～499 人の学校の 17.7% (65 校) に文書もしくは対応要領等に記載があり、82.0% (301 校) にはない。

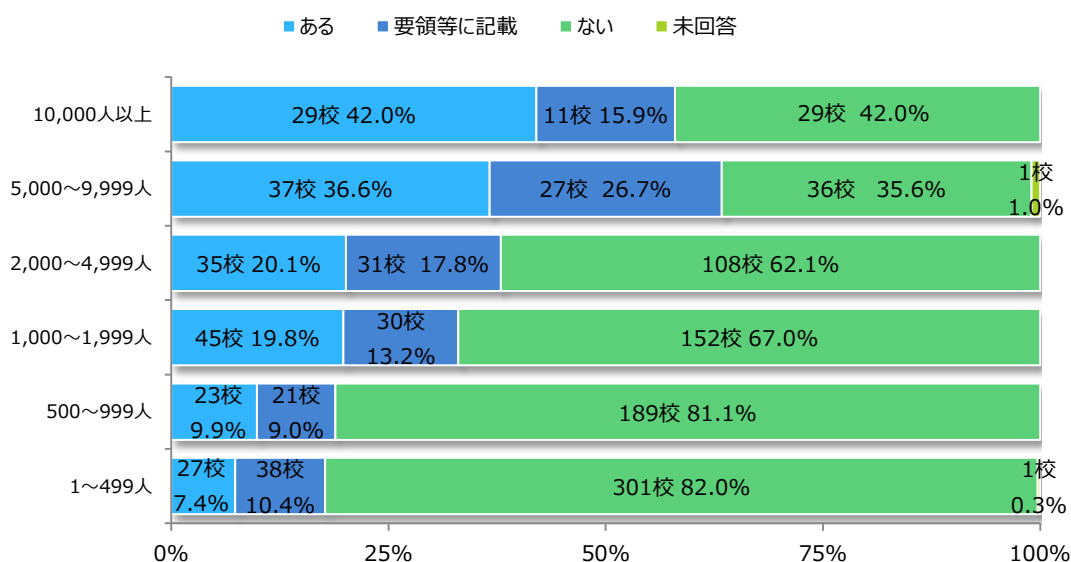


図47 障害学生の対応要領記載状況〔学校規模別〕

(3) 自由記述と合同ヒアリングから

障害者差別解消法の施行に併せて障害学生支援担当部署・機関(以下、支援部署とする)を設置する大学等が増えている。いくつかの大学では診断書はないが配慮が必要な学生への支援方法について困難を感じている(私立短大 1～499 人、他)³。年度当初の健康診断の結果から支援者リストを作成し、支援に活用している大学がある(私立大学 1～499 人)。いくつかの大学では入学前の面談で高校教員から適切な情報提供受け配慮希望票を作成し、入学後の支援に活用している(私立大学 5,000～9,999 人、他)。

いくつかの大学では配慮を受ける際は根拠書類の提出を義務付けている。さらに根拠書類は各種障害者手帳または医師による診断書となっている(国立大学 10,000 人以上、他)。当該学生が配慮に向けた申請書を提出する際は、医療情報提供同意書を同時に提出させている大学がある(国立大学 10,000 人以上)。いくつかの大学では医師の診断書がない場合も支援部署の専門職の判断で合理的配慮を決定している(私立大学 5,000～9,999 人、他)。留学生の支援については手つかずのところが多く、その手続きや支援方法で苦慮している大学がある(国立大学 10,000 人以上)。

³ ()内は例に挙げた学校の設置別、学校規模(学生数)です。(以下同)

7. 研修・啓発活動実施状況

(1) 経年推移

平成 28 年度調査によると、障害学生支援に関する研修・啓発活動を実施している学校は 968 校で全大学等 1,171 校の 82.7%にあたり、前年度(930 校 78.7%)より 4.0 ポイント増加している。これを内容別にみると、図 48 のとおり。

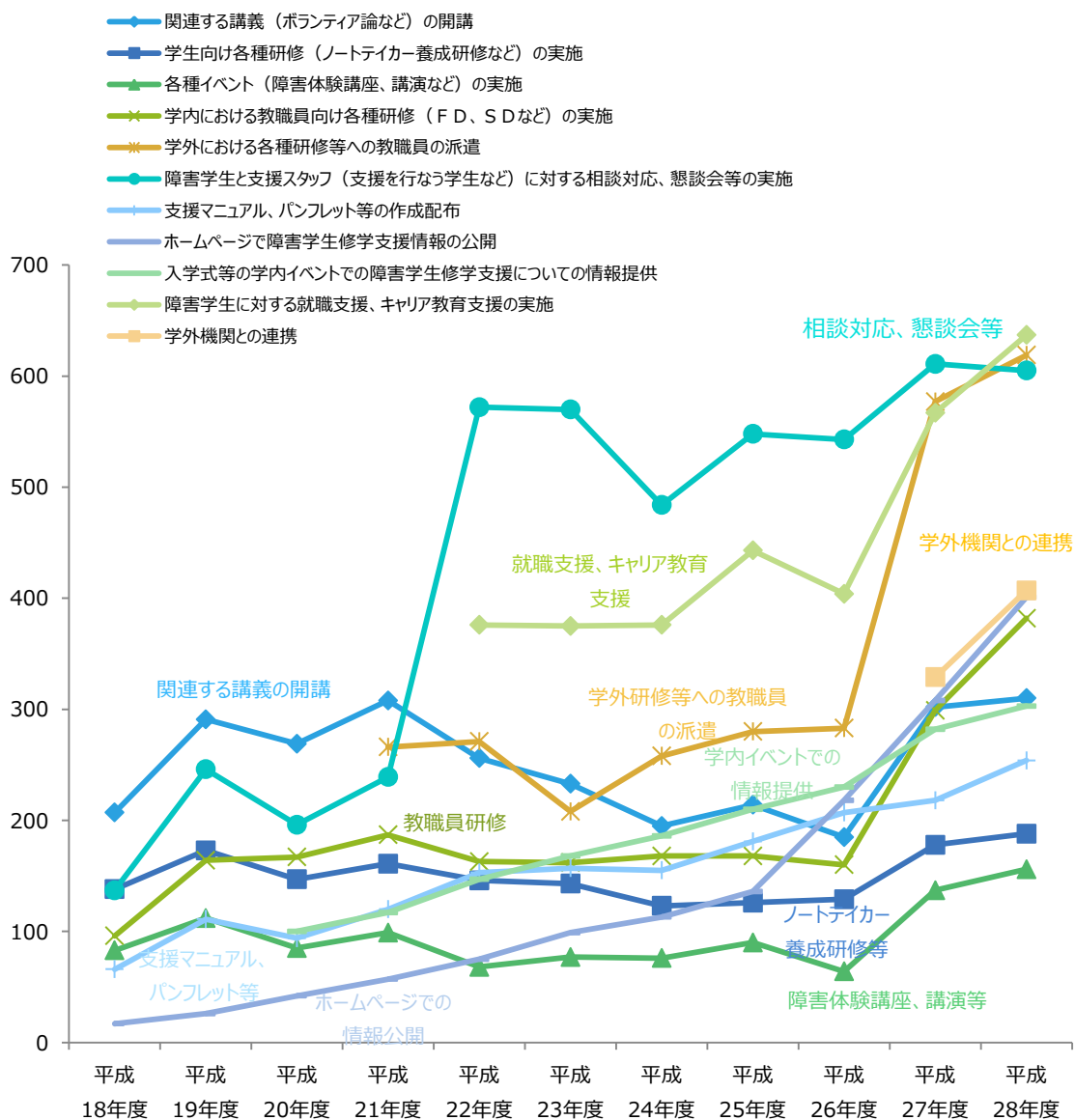


図48 研修、計活活動実施校数の推移〔内容別〕

(2) 設置別の状況

平成 28 年度調査結果を設置別にみると、研修・啓発活動実施校は、国立大学が 97.7% (84 校)、公立大学が 83.0% (73 校)、私立大学が 85.9% (519 校)。短期大学では、公立短大が 94.1% (16 校)、私立短大が 70.8% (226 校)。高等専門学校では、国立高専が 90.2% (46 校)、公立高専が 3 校全て、私立高専は 1 校となっている。

表 12 研修・啓発活動実施状況〔設置別〕

区分	国立大学 (校)	公立大学 (校)	私立大学 (校)	公立短大 (校)	私立短大 (校)	国立高専 (校)	公立高専 (校)	私立高専 (校)
研修・啓発活動実施校	84 97.7%	73 83.0%	519 85.9%	16 94.1%	226 70.8%	46 90.2%	3 100.0%	1 33.3%
関連する講義（ボランティア論など）の開講	45	12	198	2	52	1	0	0
学生向け各種研修（ノートテイクー養成研修など）の実施	41	4	125	0	17	1	0	0
各種イベント（障害体験講座、講演など）の実施	35	10	83	1	22	5	0	0
学内における教職員向け各種研修（FD、SD研修など）の実施	63	42	191	6	59	18	3	0
学外における各種研修等への教職員の派遣	78	58	311	8	118	42	3	1
障害学生と支援スタッフ（支援を行なう学生など）に対する相談対応、懇談会等の実施	73	40	331	5	118	36	1	1
支援マニュアル、パンフレット等の作成配布	55	11	143	1	35	9	0	0
ホームページで障害学生修学支援情報の公開	73	39	203	6	56	23	1	0
入学式等の学内イベントでの障害学生修学支援についての情報提供	57	18	150	4	50	23	1	0
障害学生に対する就職支援、キャリア教育支援の実施	69	34	366	6	142	18	2	0
学外機関との連携	54	25	235	5	70	16	2	0

(3) 学校規模別の状況

平成28年度調査結果を学校の規模別にみると、研修・啓発活動実施校は、学生数10,000人以上の学校の98.6%(68校)、5,000～9,999人の学校の99.0%(100校)、2,000～4,999人の学校の95.4%(166校)、1,000～1,999人の学校の86.3%(196校)、500～999人の学校の79.4%(185校)、1～499人の学校の68.9%(253校)となっている。

表13 研修・啓発活動実施状況〔学校規模別〕

区分	10,000人以上 (校)	5,000～9,999人 (校)	2,000～4,999人 (校)	1,000～1,999人 (校)	500～999人 (校)	1～499人 (校)
研修・啓発活動実施校	68 98.6%	100 99.0%	166 95.4%	196 86.3%	185 79.4%	253 68.9%
関連する講義（ボランティア論など）の開講	47	54	61	49	41	58
学生向け各種研修（ノートテイクー養成研修など）の実施	50	41	44	22	12	19
各種イベント（障害体験講座、講演など）の実施	32	32	29	21	17	25
学内における教職員向け各種研修（FD、SD研修など）の実施	44	55	82	76	54	71
学外における各種研修等への教職員の派遣	57	77	114	135	112	124
障害学生と支援スタッフ（支援を行なう学生など）に対する相談対応、懇談会等の実施	62	87	118	118	99	121
支援マニュアル、パンフレット等の作成配布	47	51	54	42	22	38
ホームページで障害学生修学支援情報の公開	51	73	87	81	47	62
入学式等の学内イベントでの障害学生修学支援についての情報提供	40	44	63	56	42	58
障害学生に対する就職支援、キャリア教育支援の実施	62	93	127	118	90	147
学外機関との連携	54	61	90	77	55	70

(4) 自由記述と合同ヒアリングから

障害者差別解消法では障害者差別を防止するための理解啓発が重要とされている。いくつかの大学では障害学生支援に対する教職員の理解が十分に進んでいない状況にある(私立大学 2,000～4,999人、他)。いくつかの大学では学内の教職員向けに研修を実施しているが、非常勤講師向けの研修がなされていない(国立大学 10,000人以上、他)。ある大学では教授会が主催するFDにおいて障害がある当事者の学生、支援を担当するボランティア学

生が支援の現状を説明したところ、参加した教職員から高い評価を得た(私立大学 10,000人以上)。差別解消に向けた理解啓発の一環としてホームページの活用に取り組んでいる大学がある(国立大学 5,000~9,999人)。